

ご質問をいただいた事項等について①

Q 1. 「国際共同利用・共同研究拠点」制度が目指すものは何か。

2017年10月の科学技術・学術審議会研究環境基盤部会の「意見の整理」で示されているように、国際的に質の高い研究資源を有するとともに、優れた国際協力体制を構築する共同利用・共同研究拠点を認定することで、当該拠点が国内外の学術機関のハブとなり、国際共同研究を牽引する機能を強化し、我が国の研究力の強化を目指すものである。

Q 2. 申請は、現在の共同利用・共同研究拠点到認定されている研究施設のみとするのか。

現在、共同利用・共同研究拠点の認定を受けている研究施設のみならず、認定を受けていない研究施設も「国際共同利用・共同研究拠点」に申請することが可能である。ただし、共同利用・共同研究拠点として認定を受けている研究施設が「国際共同利用・共同研究拠点」に認定された場合は、共同利用・共同研究拠点としての認定は取り消すこととなる。

Q 3. 認定の対象は国立大学の附置研究所とあるが、研究センターは対象外となるのか。

「要項」における附置研究所の定義は、P.1にあるとおり、「大学に置かれる研究施設又は研究施設の一部組織」である。従って、共同利用・共同研究拠点制度と同様、申請施設が大学の学則その他これに準ずるものに記載されていれば、研究センターも対象となる。

Q 4. 「国際共同利用・共同研究拠点」の認定はいつまで継続するのか。

第3期中期目標期間終了時（2022年3月31日）までの間継続する。

Q 5. 今後、「国際共同利用・共同研究拠点」の公募は予定されているのか。

第3期中期目標期間中（2021年度まで）の公募は予定していない。第4期中期目標期間開始時については、第3期中期目標期間中における本制度の運用実績を勘案し、検討する。

ご質問をいただいた事項等について②

Q 6. 「国際共同利用・共同研究拠点」に認定された場合、中期目標・中期計画の変更手続はどのように実施すればよいか。

「国際共同利用・共同研究拠点」に認定された場合、中期目標・中期計画等の変更手続は、以下のとおり実施する方向で検討中。

2018年12月上旬	中期目標・中期計画の変更手続の照会
2019年 1月下旬	変更手続の申請締切
3月中	国立大学法人評価委員会における意見聴取、財務大臣への協議を経て、中期目標を文部科学大臣が変更（中期計画は認可）

Q 7. 「国際共同利用・共同研究拠点」の認定までのスケジュールについて（6月4日スケジュール更新）

現在公募中ですが、2018年10月頃には活動を開始するため、今後、以下のとおり実施する予定。申請を予定している研究施設におかれては、6月15日までに、可能な限り事前相談を行っていただきたい。

2018年	
6月15日	事前相談締切
6月29日	申請書提出締切
7月上旬～8月上旬	各専門委員会による書面審査（作業部会が書面審査を行う拠点の決定）
8月中旬～9月中旬	作業部会委員による書面審査
9月中旬～9月下旬	作業部会によるヒアリング審査、認定候補の決定
10月頃	「国際共同利用・共同研究拠点」として文科省が認定

※審査方法の詳細はQ 1 2 参照。

Q 8. 「国際共同利用・共同研究拠点」の認定手続と中間評価との関係はどうか。

「国際共同利用・共同研究拠点」の認定手続は、共同利用・共同研究拠点の中間評価と並行して行うものであるが、共同利用・共同研究拠点とは異なる制度であるため、中間評価の結果をもって直ちに認定の可否を判断するものではない。なお、負担軽減の観点から、提出書類の合理化を図ったところ。

ご質問をいただいた事項等について③

Q 9. 既存の共同利用・共同研究拠点の一部を取り出して申請することは可能か。

既存の共同利用・共同研究拠点の一部を取り出して、「国際共同利用・共同研究拠点」に申請することは可能であるが、認定された場合、当該部分は以後元の共同利用・共同研究拠点の一部として取り扱うことができないため、当該部分を除いた部分のみで、引き続き共同利用・共同研究拠点のための基準に適合しているか別途審査する。

Q 10. 既存の複数の拠点がネットワークを組んで、「国際共同利用・共同研究拠点」として申請することは可能か。

既に共同利用・共同研究拠点として認定を受けている複数の研究施設がネットワークを構築して「国際共同利用・共同研究拠点」に申請することは可能。共同利用・共同研究拠点の認定を受けている研究施設と、認定を受けていない研究施設がネットワークを構築することも可能。

Q 11. 外国研究者に対する事務支援体制の充実等という観点から、異なる分野の研究所のネットワーク型拠点の申請が可能か。

拠点における研究分野の考え方は、現行のネットワーク型拠点と同様であり、単に国際的な事務支援体制の充実を目的とするネットワーク型の拠点は想定していない。

Q 12. 審査方法（書面・ヒアリング等）について（6月4日 一部追記）

「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会」（以下、「作業部会」という）及び専門委員会による書面審査に加えて、作業部会によるヒアリング審査を行う予定。専門委員会は、中間評価と同様、理工学系（大型設備利用型）、理工学系（共同研究型）、医学・生物学系（医学系）、医学・生物学系（生物学系）、人文・社会科学系、異分野融合系によって構成され、申請者は、どの専門委員会による書面審査を受けるか選択することが可能。

なお、申請書に、審査を希望する専門委員会を記載してください。各専門委員会の名称は「国際共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項等について」P 10に掲載されています。なお、公文書の参考様式を文部科学省HP

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1404553.htm) に掲載していますので、公文書作成に当たっての参考としてください。

ご質問をいただいた事項等について④

Q13. 分野（理学・工学系、医学・生物学系、人文・社会学系）ごとの採択予定

平成30年度概算要求では、理工学系、医学・生物学系、人文学系の3分野についてそれぞれ2拠点を認定するかたちで積算していたが、実際の認定数については、合計6拠点程度の認定を目安としつつ、審査結果によって決定する。

Q14. 1拠点あたり措置される支援額について

「国際共同利用・共同研究拠点」の認定に伴う支援額については、①運営委員会等への外国人研究者等の参加や、外国人研究者の支援業務を行う職員等の雇用などに必要な経費を一定額配分するとともに、②国際的な共同研究費や共同研究旅費など、分野や拠点の規模に応じて配分する予定。一拠点当たりの全体の支援額は、1億円～5千万円程度を見込んでいます。（なお、作業部会における審査の状況により、増減する可能性があります。）

Q15. 共同利用・共同研究拠点が、国際共同利用・共同研究拠点に認定された場合、現在の支援額に、国際共同利用・共同研究拠点の支援額が上乘せされるのか、それとも現在の支援額はなくなり、国際共同利用・共同研究拠点のみの支援額のみとなるのか。 (6月4日 一部追記)

「国際共同利用・共同研究拠点」に対しては、共同利用・共同研究拠点として配分している額に加えて、「国際共同利用・共同研究拠点」に対する支援額として積算した額との差額を追加措置する予定。なお、平成31年度以降は、「国際共同利用・共同研究拠点」の認定に伴う経費として一本化して整理する予定。また、ネットワーク型拠点については、中核拠点に対してのみ措置する予定である。

(平成30年度の措置のイメージ)

- ・「拠点活動基盤経費」の既配分額… a 円
- ・中間評価後の配分額… a' 円
- ・国際共同利用・共同研究拠点活動費基盤経費（仮称）… b 円 とした場合、

平成30年度については、(b 円 $-a$ 円 $+a'$ 円)を追加配分する予定。

なお、来年度以降は、 b 円を一括配分の予定。（予算の状況に変更の可能性もあります。）

ご質問をいただいた事項等について⑤

Q16. どのような用途に充てることができるのか。

国際的な中核拠点として、国内外の研究者に対し、質の高い施設、設備、資料等を提供することで、国際共同利用・共同研究を一層活性化するために必要となる経費について支援することとしており、運営委員会等に外国人研究者等を参加させるための経費、外国人研究者のための支援業務を行う職員等を雇用するための経費、共同研究費、共同研究旅費、設備費、国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者を育成するための経費等に充てることを想定している。

Q17. 申請書の記載事項に「TOP10%補正論文数」を記載する欄があるが、学内のリソースを用いて調査をすることができない場合、どのように対応をすればよいか。（6月4日追加）

研究の実績やその水準は、論文数、国際共著論文の数・割合等、複数の実績から総合的に判断しますが、可能な限り算出するよう努めてください。なお、例えば、「Web of Science」や、「Scopus」を用いて、以下のとおり算出する方法がありますので参考にしてください。

- ① 出版年・該当する分野（※1）を設定して検索し、当該分野に係る論文を抽出
- ② 抽出した論文を引用数の順番で並べ、上位10%（※2）以内の論文を抽出
- ③②で抽出した論文の中に該当する研究者が記載した論文の本数を算出（※3）

なお、今回の公募においては、必ずしも「補正」をする必要はありません。

※1 検索する分野の設定に当たっては、「科学研究のベンチマーキング2017」（<http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-RM262-FullJ.pdf>）P9「図表6」の分野分類のまとめを参考にしてください。

※2 被引用数上位10%で正確に閾値を設定できない場合には、閾値は低いほうを設定してください。

※3 ③の抽出の結果、対象となると思われる論文が掲載されていなかった場合、10%以下である可能性と、収録されている論文が他の分野に分類されている可能性があります。論文の分野を確認するには、例えば、「Web of Science」では、「<http://ipsience-help.thomsonreuters.com/incitesLiveESI/ESIGroup/overviewESI/esiJournalsList.html>」から、「Scopus」では「<http://jp.elsevier.com/online-tools/scopus/content-overview>」からジャーナルリストをダウンロードし、分野を確認することができます。

※4 上記以外の方法で「TOP10%論文」の数値を記載した場合には、算出方法を欄外に記載してください。

ご質問をいただいた事項等について⑥

Q18. 要望書は、研究者コミュニティなど団体から提出された要望書しか添付できないのか。個人から提出された要望書を提出することはできないのか。（6月4日追加）

個人から提出された要望書も記載して構いません。なお、個人から提出された要望書を添付する場合には、様式「研究者コミュニティ等の状況」の「3 要望書の提出のあった研究者コミュニティ一覧」の団体名に「個人」と記載してください。

なお、単に要望書の数を増やすことを目的として、同じ内容の要望書を個人単位で提出を求めることは控えてください。

Q19. 国内の関係する研究者コミュニティ等から要望書を受け取った場合、それも提出する必要があるのか。（6月4日追加）

国際共同利用・共同研究拠点は、当該研究施設が国内外の学術研究機関のハブとして国際共同研究を牽引するという機能が強く求められます。

そのため、国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう強い要請があるかも審議の観点となりますので（「国際共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項等について」P8参照）、国内の関係する研究者コミュニティ等から要望書を提出いただければ、審議の際に考慮されます。

Q20. 1つの学会等の研究者コミュニティから複数拠点に対して要望書を出すことは可能か。（6月4日追加）

研究者コミュニティとして当該拠点が国際共同利用・共同研究拠点になることを強く要請される場合には、複数の拠点に要望書をお出しいただいても差し支えありません。

Q21. 学外の研究者の依頼を受けて、学内の研究者が施設・設備を利用した場合、学外の研究者が使用したものとみなすことは可能か。（6月7日追加）

国際共同利用・共同研究拠点には、有する研究資源を国内外の研究者に供することが求められます。共同利用・共同研究の中で、学外の研究者の依頼を受け、学内の研究者が施設・設備を利用することは、本趣旨に合致するものであり、学外の研究者が使用したものとしてみなすことが可能です。（様式4 共同利用・共同研究に供する施設、設備、資料、データベース等の状況の“年間使用人数”欄にて、整理が可能な範囲で、学外としてカウントすることができます。）